

土木委員会会議記録（第3号）

令和5年10月 4日

福島県議会

1 日時

令和5年10月 4日（水曜）

午後 2時28分 開議

午後 2時38分 閉会

2 場所

土木委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長	宮川政夫	副委員長	水野透
委員	佐藤憲保	委員	神山悦子
委員	高橋秀樹	委員	鈴木智
委員	三瓶正栄	委員	山内長
委員	佐藤徹哉		

5 欠席委員

委員 高野光二

6 議事の経過概要

（午後 2時28分 開議）

宮川政夫委員長

開議に先立ち、高野光二委員より本日欠席する旨の届出があったので、報告する。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより土木委員会を開く。

本日の本会議で新たに付託された知事提出議案第45号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、土木部長の説明を求める。

土木部長

(別紙「9月県議会定例会土木委員会土木部長説明要旨」により説明)

宮川政夫委員長

続いて、土木総務課長の説明を求める。

土木総務課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

宮川政夫委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

土3ページの河川海岸維持管理費について、台風第13号に伴う大雨により、いわき市の新川などの河川内に堆積した流木やごみの撤去等を行うための費用とのことだが、抜本的な河川改修のための費用も含まれているのか。

河川整備課長

緊急に要するものについては、当初予算で計上した既存予算を活用して実施しており、今回の河川海岸維持管理費には、通常の河川海岸における維持管理費のほか、台風第13号により生じた土砂や流木の撤去にかかる費用が含まれている。委員指摘の抜本的な河川改修の費用は含まれていない。

神山悦子委員

今後も台風が来ないとは限らないため、当面の間は撤去等を行うべきである。今回の被災で堤防が決壊した河川が幾つかあったと思うが、当初予算内で復旧工事を行うことはできるのか。

河川整備課長

当初予算の中で早急に仮復旧を実施したところであり、既に完了している。

神山悦子委員

土2ページの道路橋りょう維持費について、道路側溝等の排水施設に堆積した土砂の撤去に係る費用とのことだが、道路自体は大丈夫だったのかも含めて再度説明願う。

道路管理課長

早急な対応が必要な被災箇所については既存予算で対応しており、通行止めの規制を解除している。今回の道路橋りょう維持費では、大雨の影響で崩落したことなどにより、側溝に堆積した土砂を取り除くための費用を計上している。今後の対応としては、継続して土砂の除去等を行うとともに、日常的なパトロールによって道路利用者の安全・安心を確保していく。

神山悦子委員

法面の崩落が多かったと聞いているため、当初予算も使用しながら、早急な復旧に向け引き続きよろしく願う。

宮川政夫委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

宮川政夫委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結する。

これより採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

宮川政夫委員長

異議ないと認め、議案の採決を行う。

お諮りする。

知事提出議案第45号のうち本委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

宮川政夫委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第45号のうち本委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願う。

以上で、全部の議事を終了した。

これをもって、9月定例会における土木委員会を閉会する。

(午後 2時38分 閉会)

